

四半期報告書

(第4期第1四半期)

自 平成21年3月1日
至 平成21年5月31日

株式会社トライステージ

東京都港区芝公園二丁目4番1号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1)株式の総数等	7
(2)新株予約権等の状況	7
(3)ライツプランの内容	13
(4)発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5)大株主の状況	13
(6)議決権の状況	14
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14

第5 経理の状況

1 四半期財務諸表	
(1)四半期貸借対照表	16
(2)四半期損益計算書	17
(3)四半期キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	24

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月14日
【四半期会計期間】	第4期第1四半期（自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第1四半期 累計(会計)期間	第3期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 5月31日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
売上高（千円）	8,000,628	25,221,340
経常利益（千円）	965,120	2,011,353
四半期（当期）純利益（千円）	570,586	1,150,979
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—
資本金（千円）	627,318	627,318
発行済株式総数（株）	2,489,300	2,489,300
純資産額（千円）	3,936,027	3,365,441
総資産額（千円）	6,972,101	6,457,579
1株当たり純資産額（円）	1,581.19	1,351.98
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	229.22	487.82
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	224.42	477.92
1株当たり配当額（円）	—	—
自己資本比率（%）	56.5	52.1
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	300,330	1,378,631
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△20,705	△43,322
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	—	603,922
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高（千円）	3,170,943	2,891,318
従業員数（人）	57	47

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数（人）	57 (13)
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（派遣社員を含む）の当第1四半期会計期間の平均人員であります。
3. 従業員数が当第1四半期会計期間において10人増加しましたのは、主としてダイレクトマーケティング支援事業の拡大に伴う新卒及び期中採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
ダイレクトマーケティング支援事業（千円）	6,760,189
合計（千円）	6,760,189

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2)販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
ダイレクトマーケティング支援事業（千円）	8,000,628
合計（千円）	8,000,628

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
	金額（千円）	割合（%）
ヤーマン株式会社	1,273,091	15.9
キューサイ株式会社	1,217,368	15.2
日本サプリメント株式会社	1,148,900	14.4
株式会社テレビショッピング研究所	972,935	12.2

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、米国発の世界的な金融危機から発する金融不安等により企業収益が落ち込み、また、雇用情勢もさらに厳しさを増し、個人消費についても一段の冷え込みが見られる等、景気回復は依然として厳しい状況にありました。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、外出をせず自宅に居ながら消費する「巣ごもり消費」といわれる消費行動が当第1四半期会計期間も継続し、テレビ、インターネット&モバイルを使用メディアとするダイレクトマーケティング市場を中心に、その伸び率は鈍化しているものの引き続き堅調な成長を続けました。

このような市場環境下、当社においては、前事業年度に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期会計期間の売上高は8,000,628千円、売上総利益は1,240,438千円となりました。販売費及び一般管理費は275,718千円となり、その結果、営業利益は964,719千円、経常利益は965,120千円となりました。また、税引前四半期純利益965,120千円から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計394,534千円を差引後、四半期純利益は570,586千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間における総資産は、前事業年度末と比較して514,522千円増加し、6,972,101千円となりました。

流動資産については、前事業年度末と比較して月次売上が増加したことにより売掛金残高が726,756千円増加し3,551,033千円となり、現金及び預金も279,625千円増加し3,170,943千円となったこと等により、前事業年度末と比較して1,009,880千円増加し6,785,808千円となりました。

固定資産については、前事業年度末と比較して差入保証金等の減少により495,358千円減少し186,293千円となりました。

流動負債については、月次の仕入額の増加により買掛金が392,503千円増加し2,491,955千円となったものの、法人税等の支払いにより未払法人税等が274,288千円減少し397,607千円となり、賞与の支払等により未払金が138,220千円減少し20,955千円となったこと等により、前事業年度末と比較して57,912千円減少し3,021,849千円となりました。

固定負債については、前事業年度末と比較して1,848千円増加し14,224千円となりました。

純資産については、四半期純利益570,586千円の計上により、3,936,027千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は前事業年度から279,625千円増加し3,170,943千円となりました。当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において、営業活動によって得られた資金は300,330千円となりました。これは主に税引前四半期純利益965,120千円を計上したことに加え、営業保証金の返還による収入が500,000千円発生し、業容の拡大により仕入債務が392,503千円増加した一方、売上債権が726,756千円増加し、法人税等の支払いが656,463千円発生したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において、投資活動に使用した資金は20,705千円となりました。これは事務機器、サーバー等の有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において、財務活動によって得られた資金はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	器具備品 (千円)	ソフトウエア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務機器、サーバー等	—	9,811	—	9,811	57 (13)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員を含む)の当第1四半期会計期間の平均人員であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. リース契約による賃借設備はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成21年5月31日)	提出日現在発行数（株） (平成21年7月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,489,300	2,489,300	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,489,300	2,489,300	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数（個）	553（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	55,300（注）1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	520（注）3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 520 資本組入額 260 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
- ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
- ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

② 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数（個）	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,300（注）1,4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	520（注）2,4
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 520 資本組入額 260 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点での権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その後の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

5. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(③) 平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数（個）	78（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,800（注）1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,670（注）3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,670 資本組入額 835 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き継ぎ本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合は、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済 株式総数増減 (株)	発行済 株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月1日～ 平成21年5月31日	－	2,489,300	－	627,318	－	617,318

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,489,100	24,891	—
単元未満株式	普通株式 200	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,489,300	—	—
総株主の議決権	—	24,891	—

②【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月
最高(円)	3,800	4,020	3,860
最低(円)	3,040	3,400	3,430

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	3,170,943	2,891,318
売掛金	3,551,033	2,824,277
その他	85,137	77,277
貸倒引当金	△21,306	△16,945
流动資産合計	6,785,808	5,775,927
固定資産		
有形固定資産	※1 61,275	56,077
無形固定資産	3,202	3,511
投資その他の資産	121,814	622,062
固定資産合計	186,293	681,651
資産合計	6,972,101	6,457,579
負債の部		
流动負債		
買掛金	2,491,955	2,099,452
未払法人税等	397,607	671,896
賞与引当金	33,259	—
役員賞与引当金	—	58,800
その他	99,026	249,612
流动負債合計	3,021,849	3,079,761
固定負債		
退職給付引当金	14,224	12,376
固定負債合計	14,224	12,376
負債合計	3,036,073	3,092,137
純資産の部		
株主資本		
資本金	627,318	627,318
資本剰余金	617,318	617,318
利益剰余金	2,691,468	2,120,882
自己株式	△77	△77
株主資本合計	3,936,027	3,365,441
純資産合計	3,936,027	3,365,441
負債純資産合計	6,972,101	6,457,579

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 平成21年3月1日
至 平成21年5月31日)

売上高	8,000,628
売上原価	6,760,189
売上総利益	1,240,438
販売費及び一般管理費	※ 275,718
営業利益	964,719
営業外収益	
受取利息	394
その他	16
営業外収益合計	411
営業外費用	
支払利息	10
営業外費用合計	10
経常利益	965,120
税引前四半期純利益	965,120
法人税、住民税及び事業税	391,571
法人税等調整額	2,963
法人税等合計	394,534
四半期純利益	570,586

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
 (自 平成21年3月1日
 至 平成21年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	965,120
減価償却費	4,922
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4,361
賞与引当金の増減額（△は減少）	33,259
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△58,800
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,848
受取利息	△394
支払利息	10
売上債権の増減額（△は増加）	△726,756
仕入債務の増減額（△は減少）	392,503
未払消費税等の増減額（△は減少）	△13,303
営業保証金の増減額(△は増加)	500,000
その他	△146,518
小計	956,252
利息の受取額	552
利息の支払額	△10
法人税等の支払額	△656,463
営業活動によるキャッシュ・フロー	300,330
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△20,705
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,705
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	279,625
現金及び現金同等物の期首残高	2,891,318
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,170,943

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)</p>
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 商品 商品については、従来、月次総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、39,863千円であります。	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、35,250千円であります。
2. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。	2. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。
当座貸越契約極度額 1,500,000千円	当座貸越契約極度額 1,500,000千円
借入実行額 一	借入実行額 一
差引額 1,500,000千円	差引額 1,500,000千円

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与 86,749千円
賞与引当金繰入額 33,259千円
貸倒引当金繰入額 4,361千円
退職給付費用 1,848千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在)
現金及び預金 3,170,943千円
現金及び現金同等物 3,170,943千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末（平成21年5月31日）及び当第1四半期累計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,489,300株
------	------------

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	24株
------	-----

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）

1. ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時において未公開企業であり、付与時におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

当社は当第1四半期会計期間においてストック・オプションを付与しておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
1株当たり純資産額 1,581.19円	1株当たり純資産額 1,351.98円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	229.22円
潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益金額	224.42円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	570,586
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	570,586
期中平均株式数 (株)	2,489,276
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	—
普通株式増加数 (株)	53,253
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自 平成21年3月1日
至 平成21年5月31日)

当社は、平成21年6月30日開催の取締役会にて、株式分割による新株の発行を、下記のとおり決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の更なる拡大をはかることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成21年8月31日（月曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 2,489,300株

今回の分割により増加する株式数 4,978,600株

株式分割後の発行済株式総数 7,467,900株（注）

株式分割後の発行可能株式総数 24,000,000株

（注）上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

3. 日程

基準日 平成21年8月31日（月曜日）

効力発生日 平成21年9月1日（火曜日）

4. 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当第1四半期累計（会計）期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
527.06円	450.66円

1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間

(自 平成21年3月1日
至 平成21年5月31日)

1株当たり四半期純利益金額 76.41円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 74.81円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第4期事業年度の第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。